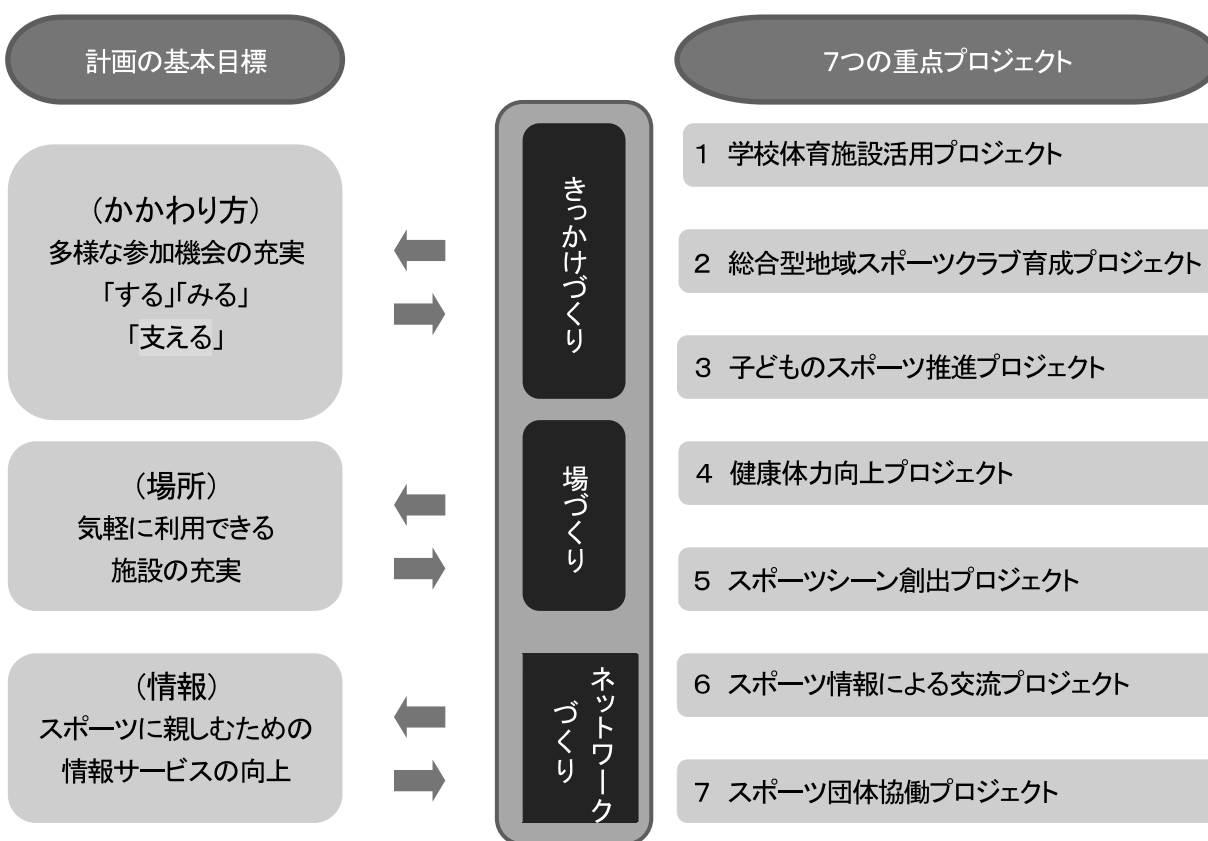


## 第6章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、本計画の基本目標を達成するために体系化した5つの基本施策（第5章）の中から、本市として重点的に取り組む内容を掲げたものです。

本計画では、3つの基本目標を達成するため、7つの重点プロジェクトを掲げます。まず、市民のスポーツ活動の場づくりを促進するため、「学校体育施設活用プロジェクト」「総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト」を展開します。次に、市民がスポーツをするきっかけづくりとするため、「子どものスポーツ推進プロジェクト」「健康体力向上プロジェクト」「スポーツシーン創出プロジェクト」を展開します。さらに、市民のスポーツへの興味・関心を促進するため、ネットワークづくりとして「スポーツ情報による交流プロジェクト」を掲げるとともに、これらの施策を効果的に進めるため、「スポーツ団体協働プロジェクト」を展開します。

図表 6-1 重点プロジェクトの位置づけ



## 1 学校体育施設活用プロジェクト

### (1) 目的

身近なスポーツ活動の場を拡大するとともに、より地域に開かれたスポーツ施設として学校体育施設の有効活用を促進します。

### (2) 具体的な内容

#### ア 学校体育施設運営組織の創設

市内の小学校や中学校体育施設の夜間・休日などの開放事業を統括的に運営します。組織の一本化により、各学校の利用状況を一元管理することで、施設の公平・効率的な運用を図ります。また、運営経費の確保、公共スポーツ施設利用者との負担の公平性の確保から、受益者負担の原則に基づく施設利用の有料化についても検討します。

#### イ 学校体育施設の整備及び情報提供

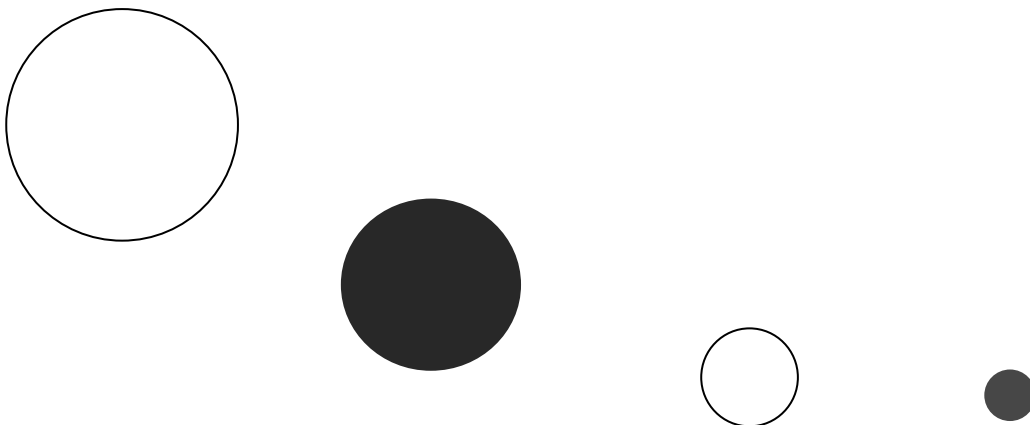
市内の小学校や中学校体育施設の設備・備品の計画的な更新に努めるとともに、ホームページ等を通じた利用状況の情報提供など、施設の利便性の向上や有効利用の促進を図ります。

#### ウ スポーツ交流 DAY の実施

スポーツによる地域住民の交流を促進するため、日ごろの学校体育施設を利用しているサークル、クラブなどを中心に、PTA、まちづくり連絡協議会などと連携し、交流イベントの開催を図ります。

### (3) めざすすがた

学校のグラウンドや体育館、テニスコートなどでは、児童・生徒の活動とともに、地域の人々がスポーツを楽しんでいます。また、休日や夜間においても、学校からはスポーツを楽しむ地域の人々のにぎやかな声が聞こえてきます。学校は地域の憩いの場となっています。



## 2 総合型地域スポーツクラブ育成プロジェクト

### (1) 目的

地域の特性を活かしたクラブを育成するため、既存のスポーツクラブ21を基盤に大学や企業との連携を図ったクラブ、複数の活動拠点を持つネットワーク型クラブなど、本市の様々な資源を活用しながら総合型地域スポーツクラブづくりを進めます。

### (2) 具体的な内容

#### ア 普及・啓発事業の促進

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ活動を通して地域のスポーツ推進はもとより、地域コミュニティの活性化にも寄与することなど、総合型地域スポーツクラブ育成の趣旨や効果をPRするため、様々な普及・啓発事業を促進します。

#### イ 学校体育施設を活用した拠点の確保・設立主体の育成

総合型地域スポーツクラブの育成にあたって、既存の学校施設開放事業を見直すとともに、既存のスポーツクラブ21を主体としたスポーツ活動組織の設立支援に取り組みます。

#### ウ 地域で支える運営体制の実現

スポーツ関係団体をはじめ、地域住民、まちづくり関係団体など、幅広い参画によるクラブの運営体制を構築します。

#### エ 自主運営に向けた基盤強化

設立後の健全なクラブ運営に向けて、会員確保や活動PRのための広報活動、自主財源の確保、多様なプログラムの提供、指導員の確保など、活動基盤の強化のための支援を検討します。また、市内の大学や企業などによるクラブの支援について検討します。

### (3) めざすすがた

小学校や中学校を活動場所として、地域住民の手で運営されている総合型地域スポーツクラブでは、多様なスポーツが行われています。そこでは、一人ひとりが自分に合ったスポーツを楽しみながら、家族や仲間との交流を深めています。総合型地域スポーツクラブは、スポーツを核とした地域住民のふれあいの場として、地域コミュニティを育んでいます。



スポーツクラブ21 交流グラウンドゴルフ大会



囲碁ボール大会

### 3 子どものスポーツ推進プロジェクト

#### (1) 目的

スポーツライフを充実したものとするためには、幼児期や少年期に体を使った遊びを多く体験することが大切です。この時期に遊びやスポーツなどの運動習慣を身に付ける経験は、成人後のスポーツの日常化に大きく影響します。そのため、子どもたちのスポーツへの興味、関心、意欲を高めるとともに、体を動かすことの喜びを味わう機会と自由に遊べる環境の整備に取り組みます。

#### (2) 具体的な内容

##### ア 外遊びの普及・促進(再掲)

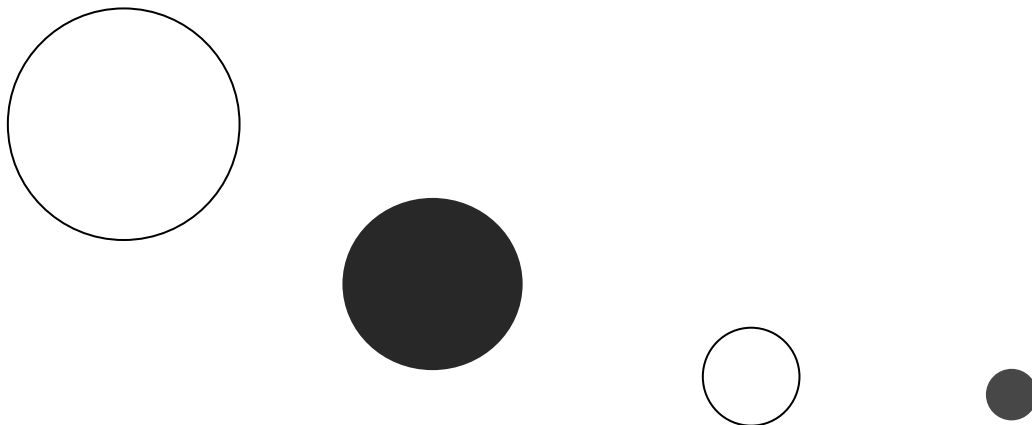
学校園所のグラウンドで気軽に楽しめ、「走る」「跳ぶ」「投げる」などの基礎的な運動能力を高めるスポーツを「外遊び」として奨励するとともに、「外遊び」の指導者となる人材を確保・育成します。また、「外遊び」を定着させるため、家族や仲間と気軽に参加できるイベントを実施するなど、スポーツへのきっかけとなる「外遊び」の普及・促進に努めます。

##### イ 親子スポーツの推進

子どものスポーツへの関心や意欲は、親のスポーツ体験の有無が大きく影響しています。そのため、子どもを取り巻く生活環境や体力の状況を把握するとともに、子どものスポーツへの関心をも高めるプログラムの提供に取り組みます。

#### (3) めざすすがた

学校園所では、日々の日課、休み時間や放課後に、子どもたちが元気にたくましく、友だちと外で遊んでいます。また、休日のグラウンドや公園では、子どもたちが外遊びを楽しむ姿や親子でスポーツを楽しむ姿を見ることができます。窓の外からは、いつもにぎやかな子どもの声が聞こえてきます。



## 4 健康体力向上プロジェクト

### (1) 目的

好きなことを1日でも長く続けるためには、健康な体を維持することが不可欠です。そのためには、市民の一人ひとりが生活の中の行動を意識化するとともに、スポーツの重要性を認識し、日常的にスポーツに親しむことが大切です。福祉部門や保健・医療機関、大学などの研究機関と連携して、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

### (2) 具体的な内容

#### ア 健康・スポーツに関する意識の啓発

広報やインターネットを通じて、健康づくりに必要なスポーツに関する情報を提供するほか、セミナー活動の充実を図ることで、健康やスポーツへの意識を啓発するとともに、スポーツへの参加を促進します。

#### イ 健康づくりのためのスポーツの推進

スポーツによる、疾病の一次予防や介護予防への取組として、福祉部門や保健・医療機関、大学などの研究機関と連携した相談・指導体制の仕組みを検討します。また、個々の体力や運動能力に応じたプログラムやスポーツ教室の提供に努めます。

### (3) めざすすがた

市民一人ひとりが、健康や体力に関心をもち、生活の一部にスポーツを取り入れ、心身ともに健康な生活を営んでいます。「今日は階段を登ってみようかな」といった日常生活の中の行動に運動を心がける意識が広まっています。



写真上 幼児体操教室演技披露

写真右 YBS ストレッチ教室



## 5 スポーツシーン創出プロジェクト

### (1) 目的

スポーツの楽しみをより多くの人と共有し、まち全体がスポーツする光景であふれる環境を整備することで、まちの魅力を高めます。

### (2) 具体的な内容

#### ア デモンストレーション・スポーツ<sup>※</sup>の実施

市民のスポーツへの関心や意欲を喚起させるとともに、スポーツの活性化を図るものとして、青少年を中心に人気の高いストリートサッカーやストリートバスケ、陸上競技などを、デモンストレーション・スポーツとして、人が多く集まる中心市街地などで実施に取り組みます。

#### イ スポーツチャレンジDAYの実施

国民の祝日などを「スポーツチャレンジDAY」として設定し、市民の公共スポーツ施設でスポーツ教室や体験型イベントを開催します。また、イベントの開催にあたっては、市体育協会やスポーツ団体との協力、連携により推進します。

#### ウ 市民スポーツの導入

市民が気軽に親しむことができ、特に小学校や中学校で取り組みやすいスポーツを、本市が推奨する「市民スポーツ」として導入と定着を図ります。

#### エ コンパクトスポーツの普及・促進

フットサル<sup>※</sup>や3 on 3<sup>※</sup>はそれぞれ少人数で楽しめることから、「チームやサークルが容易に作れる」「ボールに触れる機会が増える」「施設の有効活用が図られる」などの利点があります。中心市街地などを活用したストリートイベントの開催により、魅せるスポーツとして関心を高めるとともに、様々な空間で楽しめる環境の整備に取り組みます。

### (3) めざすすがた

市内のいたる所でスポーツイベントやスポーツ教室が行われ、多くの市民がスポーツを楽しんでいる光景を目にします。また、地域独自のローカルルール<sup>※</sup>のもとニュースポーツやレクリエーションが楽しまれています。そんなスポーツシーンにあふれたまちづくりが進められています。

#### ※ デモンストレーション・スポーツ

高度な技術を実演して、スポーツのすばらしさと魅力を伝えます。

#### ※ フットサル

5人制のミニサッカーのことで、ルールはサッカーに準じ、サッカーよりも小さなフィールド、小さなボールでプレーをします。年齢・性別・経験にかかわらず、誰でも手軽に参加できるスポーツとして人気があります。

#### ※ 3 on 3

3人対3人のバスケットのことで、ストリートバスケットともいわれています。バスケットボールのコートの半分の広さ、1つのゴールでプレーが可能です。

#### ※ ローカルルール

特定のグループ、地域で取り入れられている特別なルールで、ゲームを面白くするために独自に考案したものもあります。

## 6 スポーツ情報による交流プロジェクト

### (1) 目的

スポーツをやってみたい、レベルアップを図りたい、試合相手を探している、地域のスポーツチームを知りたいなど、多様な市民のスポーツニーズに応えるため、情報提供体制を整備します。

### (2) 具体的な内容

#### ア スポーツ情報提供システムの推進

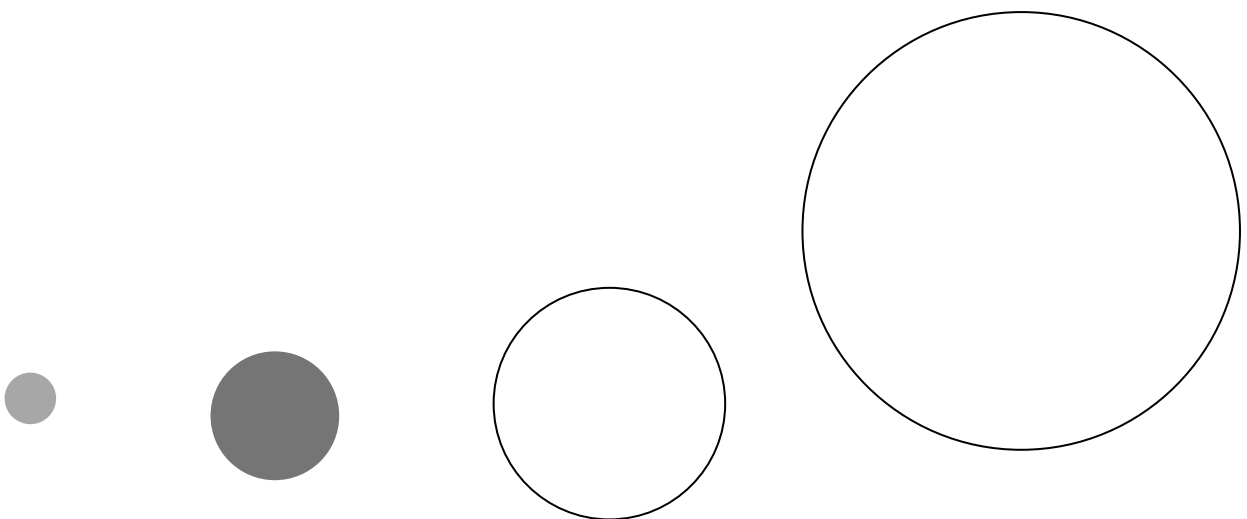
施設の利用に関することから、各種大会のPRや大会結果をはじめ、イベント、サークル活動、健康やスポーツに関する豆知識など、市民のニーズに即した幅広い情報の提供に努めるとともに、インターネットを利用した情報提供システムの導入を推進します。

#### イ 市民による情報提供の推進

スポーツへのかかわり方として、情報を受け取るだけでなく、SNSなどを活用して、市民自らが情報を提供できる市民参加型の情報提供を推進します。

### (3) めざすすがた

豊富な情報が簡単に入手できることから、スポーツ情報の検索が日課となっています。そして、人々は手にした情報をもとに、各種スポーツイベントやスポーツ教室に出かけていきます。スポーツへの参加意欲を駆り立てるような魅力ある情報があふれています。



## 7 スポーツ団体協働プロジェクト

### (1) 目的

本市の特色を活かしたスポーツによるまちづくりを推進するためには、既存の市民スポーツ団体間の連携体制は欠かせません。また、市民との協働体制を築くためには、スポーツイベントに対して市民が受け手（参加者）でいるばかりでなく、支える側として積極的に関わることができる環境も必要です。スポーツ活動への新しい参加形態として、（仮称）スポーツサポーター※を組織化するとともに、市民スポーツ団体との連携体制の推進を図ります。

### (2) 具体的な内容

#### ア スポーツ団体の連携体制の促進

多様化するスポーツニーズに応え、より多くの市民のスポーツへの参加を促進するためには、スポーツ団体による効果的・効率的な連携体制が必要です。そこで、市体育協会をはじめ市民スポーツ団体、指定管理者など、スポーツ関係者の連携を確立・強化するため、スポーツ連絡協議会の組織化に取り組みます。スポーツ連絡協議会は、スポーツイベントの開催、スポーツ団体などの試合の支援、学校体育施設を活用した地域のスポーツ活動の促進に取り組みます。

#### イ（仮称）スポーツサポーターの組織化とスポーツ団体との連携

スポーツへのかかわり方として、スポーツボランティアという新しい参加形態が確立しつつあります。本市では、スポーツイベントへの補助的な役割としてだけでなく、スポーツシーンを創造する役割として（仮称）スポーツサポーターの組織化に取り組みます。また、市体育協会や市スポーツ少年団、市スポーツ推進委員会などと連携して、活動機会の確保に努めます。

#### ウ 青少年スポーツ団体の育成強化と小学校・中学校・高等学校・大学との連携

小学校・中学校・高等学校・大学の連携によるバスケットボール実技講習の実施、剣道競技の練成大会の開催、親善野球大会の開催、その他の競技に関する推進策を通じて、競技力の向上を図ります。

### (3) めざすすがた

市体育協会をはじめ、様々な市民スポーツ団体や小・中・高校・大学が連携し、積極的に市民や青少年のスポーツ活動を支援しています。スポーツ連絡協議会のもと、プロ、アマチュアの垣根を越え、それぞれの組織や団体が連携・協力してスポーツを盛り上げています。また、スポーツイベント会場にはたくさんの（仮称）スポーツサポーターの姿が見られるなど、市民が多様なかかわり方を通じてスポーツを楽しんでいます。

※ スポーツサポーター

スポーツを様々な場面で支えるボランティアをいいます。

## 第7章 期待される役割

本計画に掲げた各施策の推進は、行政だけではなく、市民はもちろんのこと、大学・医療機関、スポーツ団体、民間企業など、多様な主体の協働があってはじめて実現できるものです。

今後は、これら関係機関や団体の役割分担のもと、協働・連携を進めていくとともに、ネットワークの形成に努め、本市のスポーツを推進していきます。

### 1 行政・団体

#### (1) 赤穂市

本計画の基本理念「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市」を実現するため、限られた地域の資源を有効活用するとともに、スポーツ推進課を中心に庁内関係部署及び関係団体と連絡調整を密にし、協働体制による施策を展開します。

また、安全にスポーツに取り組むことができるよう、関係機関との連携のもと、感染症等の状況や予防対策等について、各種団体等への情報提供及び指導、助言に努めます。

#### (2) 赤穂市スポーツ推進委員会

多様なスポーツニーズに対応するため、指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに、地域スポーツの推進役、行政と市民のパイプ役となり、日頃スポーツをしない人への動機付けや、スポーツの楽しみ方の啓発などを通じて、本計画の施策の実現をめざします。

#### (3) 赤穂市体育協会等スポーツ団体

スポーツを通じた市民の健康増進と明るい市民生活の実現をめざし、スポーツ大会やスポーツ教室の開催を通じてスポーツの楽しさを提供します。

また、スポーツ情報の提供や指導者の派遣など、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、各種団体と連携・協力し、スポーツ人口の拡大や習慣化につながる活動を展開します。

#### (4) 学校園所(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学)

幼児・児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、学校園所(保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学)の一貫指導により、運動習慣の形成や、学校体育とスポーツ活動の充実を図ります。また、学校体育施設を開放し、市民の身近なスポーツ活動の場の創出に協力します。

#### (5) PTA・まちづくり連絡協議会

子どものスポーツ環境の充実と参加意欲の高揚を図るため、学校を中心としたスポーツ行事への積極的に参加・協力してもらいます。また、参加しやすいスポーツイベントの開催や、スポーツ活動を通じた地域の防犯活動に支援してもらいます。

## 2 市民・関係機関

### (1) 市民

健康や体力に関心をもち、スポーツ活動に積極的に取り組んでもらいます。特に、スポーツを「する」だけでなく、「支える」活動やスポーツを通じた交流活動に参加してもらいます。

### (2) 大学・企業

施設の開放、指導者の派遣、各種団体との連携によるスポーツイベントの開催など、保有する資源（施設、人、情報など）を活用してもらいます。

また、企業の健康経営に資するスポーツ活動への積極的な参加や人的・経済的支援をしてもらいます。

### (3) 医療等機関

健康・体力づくりの一つとして、生活の中にスポーツを効果的に取り入れることにより、過度な医療に頼らない、スポーツ先進都市の実現に向けて、全ての市民が健康寿命の延伸を達成できるような各施策に協力・支援をしてもらいます。



# 参 考 资 料

## 赤穂市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

### (目 的)

第1条 市のスポーツ行政について、今後5年間を見通した目標と基本方針を定める。また、5年間に取り組むべき具体施策について示した「赤穂市スポーツ推進計画」を作成するため、赤穂市スポーツ推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (職 務)

第2条 検討委員会は、計画策定に係る情報を収集・分析し、素案を作成する。また、教育委員会の要請に応じて、赤穂市のスポーツ推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して、教育委員会に意見を述べるものとする。

### (組 織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 検討委員は、スポーツ推進計画に関し、広く高い見識を有する各種団体の代表者や学識経験者による市民代表のうちから教育委員会が委嘱する。

### (運 営)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 検討委員の任期は、委嘱をした日から令和8年3月末日までとする。

5 補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第5条 検討委員の会議は、委員長が招集し議長をつとめる。

### (幹 事)

第6条 検討委員会に幹事を置き、赤穂市教育委員会事務局職員をもって充てる。

2 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

### (意見聴取)

第7条 検討委員会において必要があると認めるときは、検討委員会の構成委員以外の者を会議に出席を求め、意見又は資料の提出等を求めることができる。

### (庶 務)

第8条 検討委員会の庶務は、赤穂市教育委員会スポーツ推進課において処理する。

### (補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和8年1月7日から施行する。

赤穂市スポーツ推進計画検討委員会

	氏 名	所属団体	職 等
1	中 山 忠 彦	関西福祉大学	教育学部教授
2	熊 野 陽 人	関西福祉大学	社会福祉学部教授
3	安 原 浩 一	赤穂市体育協会	会長
4	満 重 義 浩	赤穂市体育協会	副会長
5	高 谷 和 彦	赤穂市体育協会	副会長
6	寺 田 尚 弘	赤穂市体育協会	副会長
7	上 崎 久美子	赤穂市体育協会	副会長
8	山 崎 直 也	赤穂市体育協会	理事長
9	堀 口 雅 宏	赤穂市スポーツ推進委員会	副委員長
10	吉 田 方 哉	赤穂市スポーツ少年団	副本部長
11	北 川 隆 雄	赤穂市スポーツクラブ21連絡協議会	会長
12	矢 野 英 樹	赤穂市自治会連合会	赤穂地区連合会長
13	重 松 英 二	赤穂市老人クラブ連合会	
14	和 田 秀 基	赤穂市身体障害者福祉協会	監事
15	磯 本 加奈恵	赤穂市幼稚園	御崎幼稚園教諭
16	山 本 亮	赤穂市小学校	赤穂市小学校体育研究部会担当校長
17	猪 谷 和 寛	赤穂市中学校	赤穂市中学校長会 代表校長
18	頓 田 郷 平	兵庫県立赤穂高等学校	教諭・野球部監督
19	三 木 毅	市民公募	

## 計画策定の経過

月 日	項 目	備 考
1月7日(水) 19:00～ 教育委員会会議室	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・委員長の選出</li> <li>・スポーツ推進計画見直しの趣旨説明</li> </ul>
1月28日(水) 19:00～ 教育委員会会議室	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画見直し案への要望・意見交換</li> </ul>
2月5日(木)～ 3月4日(水)	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加に関する条例に基づくパブリックコメントの実施</li> </ul>
3月11日(水) 19:00～ 教育委員会会議室	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの意見集約</li> <li>・最終原稿の決定</li> </ul>
3月下旬 : ～	第3回定例教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画策定の報告</li> </ul>
3月下旬 : ～	第3回社会教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進計画策定の報告</li> </ul>

## 赤穂市スポーツ推進計画 目標指標一覧

指 標	評価項目	現行計画 現状値 (R1 2019)	現行計画 目標値 (R7 2025)	実績値 (R6 2024)	次期計画 目標値 (R12 2030)
週1回以上のスポーツ実施率	割 合	41.6%	65.0%	42.2%	70.0%
市民スポーツ大会参加人数	延べ人数	16,765人	20,000人	8,182人	11,000人 ※
交流大会の参加チーム数	延べチーム数	305チーム	400チーム	323チーム	330チーム
交流大会の参加人数	延べ人数	8,181人	8,200人	8,523人	8,600人
県大会出場チーム数	延べチーム数	76チーム	130チーム	69チーム	80チーム
県大会出場人数	延べ人数	700人	850人	705人	750人
地域資源ふれあいイベント 参加人数	延べ人数	-	100人	89人	100人 ※
市内スポーツ施設利用者数	延べ人数	506,228人	530,000人	517,649人	530,000人 ※

※ 総合計画、教育振興基本計画に連動した目標値



## スポーツ都市宣言

スポーツは、爽快感、達成感など精神的な充実や楽しさ、喜びをもたらしてくれるだけでなく、体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進に資するものであり、日々の生活に生きがいや潤いをもたらしてくれます。

赤穂市では、スポーツの持つ多様な意義を踏まえ、恵まれたスポーツ環境を最大限に活かしながら、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツを推進します。

また、スポーツを通じて、市民の郷土愛と連帯性を高め、「活気あふれる忠臣蔵のふるさと播州赤穂」を広く市内外に発信し、「健康とスポーツを新機軸としたスポーツ先進都市」の実現を目指すため、ここに「スポーツ都市」とすることを宣言します。

平成24年2月23日

## 赤穂市スポーツ推進計画（第4次）

計画期間：令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)

令和8年(2026年)3月

赤穂市教育委員会

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

TEL：0791-43-6869 / FAX：0791-43-6895

E-mail：sports@city.ako.lg.jp